

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

本区では、定住人口の増加や都市機能の集積による活発な事業活動により、温室効果ガス排出量や廃棄物の増加など、環境への影響が懸念されています。また、都心区であり、緑が少ないことから、積極的に緑化を推進していくとともに、都内随一の水辺環境を活用した親水空間を創出していくことが求められています。

このような背景のなか、東日本大震災を契機とした省エネルギー意識の高まりとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方が大きく問われ、私たちが安心して暮らすことのできる持続可能な社会の必要性が強く認識されてきています。現在、国においては、環境施策を通じて、持続可能な経済社会の実現を目指す「第五次環境基本計画」の策定が進められ、中間取りまとめが公表されています。

また、地球温暖化対策のための新たな国際的枠組みであるパリ協定をはじめ、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)など、地球環境の保全に向けた国際的な動向は変化しています。さらには、近年、資源や素材、製品を廃棄することなく、永続的に再生・再利用していくとする、サーキュラー・エコノミー(循環型経済)の考え方が世界に広まりつつあります。

一方、本区においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外から多くの来街者が見込まれ、大会後には、晴海地区の選手村が新たなまちに生まれ変わります。

このような状況のなか、区は、望ましい環境像「**水とみどりにかこまれ 地球にやさしく未来につながるまち 中央区**」を新たに掲げ、区民、事業者、区の連携による環境施策のさらなる推進を図るため、平成 20(2008)年 3 月に策定した「中央区環境行動計画」における課題を踏まえ、「中央区環境行動計画 2018」を策定しました。



◆ 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、下図に示すように、環境基本法第 36 条および地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項に規定されている「地方公共団体の施策」を受けて策定する計画であり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。

そのため、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業との整合・連携を図りながら、環境保全に関する基本的方向を示すものです。



◆ 1-3 計画の期間

平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間とし、平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度までの 5 力年を「前期」、平成 35(2023)年度から平成 39(2027)年度までの 5 力年を「後期」とします。前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中にあっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。